

●香川県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成30年4月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

善通寺市榎梨町字丸山417の1、字山浦521の1から521の4まで、521の9、与北町字山根1754の1、1755から1758まで、1809、1810、1831、1832の1、1833の1

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

与北町字山根1754の1、1755から1758まで、1809、1810、1831、1832の1、1833の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び善通寺市産業振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。）